

# 平成28年度寒河江市農業労働賃金等標準協定表

農業機械作業料金 (消費税を含まない) (10a当たり 単位:円)				備 考	(備 考)		
作業名	圃場面積	10a以上圃場	10a未満圃場				
田 畑 耕 耘		8,800	9,800	湿田、立木のある場合は3割増とすることができる	(1) 農作業別の賃金とし、労働時間は1日8時間を基準とすること。 (2) 賃金及び料金は、すべて食事がつかないものとする。 (3) 耕地の遠近、分散、作業内容の難易度により両者の話し合いの上決定すること。 (4) その他の農業機械利用料金については、さがえ西村山農業協同組合による利用料金に準ずること。		
本 田 く れ ぎ り		4,600	5,100				
本 田 代 か き		6,800	7,300				
く れ ぎ り 代 か き 併 用		8,700	9,200				
ト ラ ク タ ー 一 貫 作 業		18,500	20,000	耕耘、くれぎり、代かき			
請 負 機 械 田 植 (育苗～田植)	稚 苗	26,500	27,500	苗24枚を基準とする (苗運搬含む)			
	中 苗	31,000	32,000	苗30枚を基準とする (苗運搬含む)			
機 械 田 植	植付のみ	7,900	8,400				
	側条施肥	9,700	10,200				
バ イ ン ダ ー	刈り投げ	10,300	11,300				
刈 り 取 り	杭掛け含む	19,300	20,300				
コ ン バ イ ン 刈 生 脱 の み		23,000	25,000	籾運搬料は2kmで1,000円/10aを基準として加算			
ハ ー ベ ス タ 一 脱 穀		11,600	12,600	籾運搬料は2kmで1,000円/10aを基準として加算			
作 業 名	単 位	料金(円)	備 考	<b>農 業 労 働 賃 金</b>			
乾 燥 調 製	生籾 1 俵	2,000	持込み含まず 製品米1俵単価(籾 ずり料込み)とする			作 業 名	単 位
	半乾 1 俵	1,600		農 作 業 一 般	1 時 間	770	
籾 ず り	1 俵	730		果 樹 剪 定	1 時 間	1,640	
精 米	1 俵	710	業者委託の場合は業者協定料金とする	果 実 収 穫	1 時 間	840	
育 苗	稚苗 1 箱	710	総請負の場合	さくらんぼ箱詰め	1 時 間	720	
	中苗 1 箱	740					
動 力 畦 草 刈	1時間	1,500	背負、肩掛とも同額	雨よけテント張り	1 時 間	1,230	展張 1,030円/m 撤収 520円/m
		2,900	自走式				
く ろ ん ぬ り	100m片面	5,100		<b>寒 河 江 市 農 業 労 働 賃 金 等 標 準 協 定 表 策 定 協 議 会</b> ・協定表についてのお問い合わせ先 寒河江市農業委員会 TEL 86-2111 内線329			
散在果樹消毒 (動力噴霧器)	1時間	2,800	機械使用料含む (薬剤別)				
スピードスプレー 消毒	10a	5,300	機械使用料含む(薬 剤別)、10a未満の 散在樹園地は3割増				
水 稻 防 除 等	10a	1,000	機械使用料含む				

(備 考)

- 農作業別の賃金とし、労働時間は1日8時間を基準とすること。
- 賃金及び料金は、すべて食事がつかないものとする。
- 耕地の遠近、分散、作業内容の難易度により両者の話し合いの上決定すること。
- その他の農業機械利用料金については、さがえ西村山農業協同組合による利用料金に準ずること。

(留意事項)

- 鳥追爆音機等は、近隣の住宅に迷惑にならないよう使用すること。
  - 耕作放棄地は、病害虫の発生源となるので適正な管理をすること。
  - 農薬を使用するときは、隣接園地や住宅に飛散、流出させないようにすること。
  - 農薬の使用基準を遵守し、調合した農薬は全量使い切る。
  - 使用した防除機一式は、農薬が残らないよう洗浄を徹底し、用水路では洗わないこと。
  - ひえ、雑草は、道端や堰に捨てないこと。必ず自家の畑、宅地等に運搬し、処理すること。
  - 境を越えて農作物等に被害を及ぼす樹木は、伐採し、他人に迷惑をかけないようにすること。
  - 使用済ビニールや農業用の空びん等については、集団回収等により、適正に処分すること。
- ※農作業中の事故に備え、傷害保険等に加入しましょう。

・協定表についてのお問い合わせ先  
寒河江市農業委員会 TEL 86-2111 内線329